

農業委員会だより



くらよし

第57号

発行編集

倉吉市農業委員会

鳥取県倉吉市東町435-1

倉吉市役所北庁舎

☎ 0858-22-8171

㈹ 0858-22-8136



農家相談会

◇時間 午前9時～午後3時
◇場所 倉吉市農業委員会

相談日	相談員
4月19日(月)	福井 正・水谷 正芳
5月18日(火)	衣笠 繁則・河本 誠友
6月18日(金)	石井 康臣・由田 隆
7月20日(火)	杵島 和江・徳田 和幸
8月18日(木)	瀬尾 扇子・大田 勝美
9月21日(火)	大野 昭・牧田 忠良

※農地の受委託・委譲・転用・農業者年金など、気軽にご相談ください。
農地に関する相談は農業委員会へ!!

倉吉市役所北庁舎
☎ 22-8171
㈹ 22-8136

瀬尾 記

「学校給食・食生活・食糧問題の見直しを！」

「ヒトの体、動く、考える」これらは全て『食べ物』から生み出され、何万年もの歴史と風土によって今日まで食生活が培われてきた。

五十年前の学校教育、食生活栄養改善事業によって、それが大きく変わってしまった。今、子どもの身体や心の健康が大問題になつていて。その背景に現在の食生活に問題があることが指摘され、「食教育」の必要性が叫ばれている。

一方、米の生産調整は三十七・五%、食糧自給率は四十%と衰頼し、深刻な状況です。未来を担う子どもたちの食生活と農業・食糧問題は真剣に考えると、繋がつている。双方の問題を解決するため、学校給食・食生活・食糧問題を見直し、早い取り組みと実践する必要にせまられている。

地元で生産された物を地元の人が食べ、心身共に健康になり、農業も元気になろう。

(二月七日の「育てよう子どもたちの食と健康」フォーラム)より

倉吉市長に建議書を提出！

今日の農業・農村は、デフレ経済下での長引く農畜産物価格の低迷、過疎化や高齢化の進行により荒廃農地が増加するなど、地域活力が低下しています。こうした状況のなか、本市農業の維持・発展を図るために農地の利用集積、経営基盤の強化等による効率的かつ安定的な農業経営体の育成、集落営農の推進、農山村地域の活性化など新たな発想による農業の施策を求め、足腰の強い本市農業を確立するため、昨年十一月に倉吉市長に建議しました。

主な内容は次のとおりです。



般農業者に対しても助成措置を講ずること。

二、学校給食における地産地消の推進について

①各地で地産地消の運動とともに、技術の向上で米粉のパンを使用した学校給食が広がりつつある。本市においても米の消費拡大を図るため、早急に取組むこと。

※製パン業者とよく協議し、技術の習得を図ること。

※原価に関わる経費を予算化し、保護者の大きな負担とならないよう配慮すること。

②地産地消による地域の活性化を図るために、地元産食材の使用比率を更に高め、子どもたちへ「食と健康の教育」を促進すること。

三、認定農業者に対する支援の拡充について

本市の認定農業者は、農産物価格の安値安定、労働力不足による耕作地の未拡大、設備投資の償還金財源不足、経常的な経営収支の悪化など、多くの問題を抱えている。

将来にわたり「効率的かつ安定的な経営」を図るため、該当農産物品目の価格安定対策と設備投資に対する補助の拡大を講ずること。

四、集落営農・法人化を

推進するためのリーダー養成について

平成十六年度から始まる米政策改革に伴い、集落営農・法人化が推奨されているが、現況ではリーダーがいないとの意見を多く聞く。行政サイドで研修会等によりリーダーの養成を指導する等の対策を講ずること。

五、農業用廃棄ビニールの

全量回収対策について

新しい農業・農村の動き、新農政や施策の内容、新経営戦略や営農技術・流通、家庭と暮らしなどの的確で役立つ情報紙です。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 一ヶ月 六〇〇円
- 申込先 農業委員又は農業委員会事務局へ

ととなり、昨年よりJAが集荷し、県外の処理業者への引き渡しが本格的に始まった。昨年の場合、本市では約二百十トンを回収し、その費用は五・五〇九千円、負担の内訳は、生産者六〇・四%、JA助成三九・六%となっている。

六、産業廃棄物最終処分場の建設計画について

倉吉市服部地内に約十ヘクタールに及ぶ管理型の産業廃棄物最終処分場の建設が計画されているが、建設予定地は県下有数の農業地帯であり、環境の保全と安全・安心な食料の生産を守るために、断固反対すること。

農地の転用について

農地は農地法によって保護されています。自分の農地でも無断で売買や転用・賃借等は出来ません。

農地に関する許可申請や届出等については農業委員会事務局へお尋ねください！

二二二一八一七

農業者の皆様へお知らせ

農事組合法人

「くらうち」概要について

蔵内地区内の耕作放棄、荒らし作りの防止（又は解消）に努めるとともに、組合員の営農志向及び自主性を尊重し、地区の条件に適した作付け地の集団化及び栽培管理の改善並びに農作業の受託、農業機械・施設の共同利用、農作業の共同化等の促進による農作業の能率化に重点をおいて、地区の農用地の利用改善に努めるため、設立された「農事組合法人くらうち」を紹介します。

集落の概要

法人の概要
設立 平成十三年七月十六日
名称 農事組合法人「くらうち」
住所 倉吉市蔵内九十七番地
構成員 二十人（理事五人・監事二人）
出資金 四百二十万円
オペレーター 五人
機械装置 コンバイン三条刈り一台・四条刈り一台、田植機五条一台、乗用管理機二台、ピーンスレッシャー一台、平型乾燥機一台、動力撒粉機二台、管理機二台、格納庫

経営の特徴

- ① 役員が担当部門（水稻・大豆・機械・労務・会計）を持ち、連携しながら運営にあたっている。
- ② 農作業は役員が中心となるが、組合員全体に協力を得ている。
- ③ 作業日当は老若男女を問わず、一時間1,000円を支給している。
- ④ 余剰金は法定積立金、事業分量配当（従事者・地権者）、出資配当とする。
- ⑤ 転作は年に一回のローテーションのため、保有米が作れない人には法人より供給する。
- ⑥ 地権者が畦草刈をした時は、法人より十アール当たり、五,000円を支給する。
- ⑦ 受託経営および受託作業が中心である。

設立目的

- ① 遊休農地・耕作放棄地をつくらない。
- ② 農作業の効率化および農機具の有効利用により、農業経営の発展を図る。
- ③ 法人化することにより利用権設定ができる等、対外的に信用が得られる。
- ④ 補助事業が受けられる。
- ⑤ 税制上の特例処置により節税ができる。
- ⑥ 減価償却引当として積み立てができる。
- ⑦ 事業分量配当として組合員に還元することにより、収支の調整ができる。
- ⑧ 共同活動による集落の活性化に貢献できる。

問題点

- ① 出役労務の人数調整に若干不公平感が見られる。
- ② 集落外で經營委託の希望者があるが、コストがかかりすぎるため作業受託を中心にしている。
- ③ 機械の能力により經營規模が限定される。
- ④ 補助金制度がなくなれば經營は困難である。
- ⑤ 現況では常勤体制が組めない。

今後の計画

- ① 水稻は育苗から乾燥調整まで、大豆は播種から収穫までの經營を目指す。
- ② 水稻の一部は個人作業で行われているが、集落全員の一集落一農場を目指す。
- ③ 生産した大豆で手づくり味噌の取り組み。
- ④ 集落行事（宮ごもり、視察、収穫祭、正月用の餅つき）の積極化を図る。
- ⑤ 健全經營の持続化を図る。



平成16年倉吉市標準小作料

(10a当たり)

区分	小作料額	備考
水田	上 12,000円	土地改良済地
	中 6,600円	土地改良未済地
畠	8,200円	普通畠

①賃貸契約の小作料の決定については、標準小作料を目安として、貸し手、借り手の双方で話し合って決めてください。

②適用終期は定めてありません。

平成16年農作業労働標準賃金

今年の農作業労働標準賃金は下表の通りです。

この額は市内全般の標準賃金ですから地区や作業内容によっては異なる場合がありますので、当事者間で話し合って決めてください。

詳しくは、農業委員会か最寄の農協支所にお尋ねください。

作業区分	標準額	摘要(10a当たり)
普通田植	6,500円	
側条施肥田植	7,700円	
代かき	6,500円	
稻コンバイン	15,500円	雑草・変形田等 20%増 倒伏 30~69% 20%増 倒伏70%以上 30%増 (当事者間の話し合い) 結束 2,000円増
麦コンバイン	11,500円	
バインダー	8,000円	
ハーベスター	8,000円	依頼者は1名出役のこと
耕田	全耕 6,500円	ディスクプラウ 使用は1,000円増 (荒廃地は別途協議)
	畦立 6,500円	
耘畠	全耕 5,500円	
	深耕 15,000円	
薬剤散布	2,000円	
一般農作業賃金	6,400円	1日8時間賄いなし
大豆栽培	播種 4,000円	
	中耕培土 5,000円	
	脱穀 5,500円	依頼者は1名出役のこと
	コンバイン 8,000円	
空気深耕機	8,000円	
もみ大豆運搬	小袋 150円	1袋当たり
	大袋 5.4円	1kg当たり(袋使用料込)
草刈り	1,500円	1時間当たり

(注)環境不良田、畠(5a未満のほ場・湿田・稻倒伏等)は20%増しとする。但し、決定については当事者間で協議。(消費税は別途計算)

倉吉市認定農業者の会発足

倉吉市が認定している市内の認定農業者で組織する「市認定農業者の会」が、一月二十九日、発足した。同市駄経寺町の倉吉交流プラザで設立総会を開き、規約の承認や役員を選出。今後は研修会などを通じて、会員同士の相互連携と情報交換を図り、元気な地域農業の確立を目指すことにしている。

倉吉市認定農業者の会会長

副会長 深田 正則

田村 順一



農業経営基盤強化促進法により 市長から認定書交付

農業経営基盤強化促進法の施行にもとづき、平成十一年一月二十五日に農業経営改善計画の認定を受けられた方(認定農業者)がこの度、五年間の経営改善を終えられましたが、地域の中核農家として、今後一層の経営規模の拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化等の改善を図るため、再度改善計画書が提出され、三人の方に認定書が交付されました。また、新規の認定農業者として六人の方に認定書が交付されました。

